



平成 28 年 10 月 19 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ケ イ ブ  
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 ・ C E O 高 野 健 一  
 (コード番号：3760、JASDAQ)  
 問 合 せ 先 常 務 取 締 役 ・ C F O 菊 地 徹  
 (TEL:03-6820-8176)

第三者割当による行使価額修正条項付第 21 回新株予約権の発行及び  
 コミットメント契約締結に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 10 月 19 日開催の当社取締役会において、第三者割当による行使価額修正条項付第 21 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行及び金融商品取引法による届出の効力発生後にコミットメント契約を締結することに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1)	割 当 日	平成 28 年 11 月 7 日
(2)	新 株 予 約 権 数	3,000 個
(3)	発 行 価 額	本新株予約権 1 個当たり 1,500 円 (本新株予約権の払込総額 4,500,000 円)
(4)	当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：300,000 株（本新株予約権 1 個当たり 100 株） 下限行使価額においても、潜在株式数は 300,000 株であります。
(5)	資 金 調 達 の 額 (差引手取概算額)	461,800,000 円（注）
(6)	行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初行使価額 1,541 円 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 925 円です（別紙発行要項第 13 項による調整を受けます。以下「下限行使価額」といいます。）。 行使価額は、平成 28 年 11 月 8 日以降、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）に、修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」といいます。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値の 90%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り上げます。）に修正されます。但し、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とします。
(7)	募 集 又 は 割 当 方 法 ( 割 当 予 定 先 )	第三者割当の方法により、大和証券株式会社（以下「割当予定先」といいます。）に全ての本新株予約権を割り当てます。
(8)	譲 渡 制 限 及 び 行 使 数 量 制 限 の 内 容	本新株予約権に関して、当社は、割当予定先との間で、本新株予約権に係る買取契約（以下「本新株予約権買取契約」といいます。）において、下記の内容について合意します。 ①新株予約権の行使制限措置 当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB 等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第 21 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

		<p>の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる当社普通株式の数が平成28年11月7日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使を割当予定先に行わせません。詳細については、別記「6. 割当予定先の選定理由等（3）譲渡制限及び割当予定先の保有方針及び行使制限の状況について」をご参照ください。</p> <p>②新株予約権の譲渡制限</p> <p>割当予定先は、当社の取締役会の事前の承諾がない限り、割当てを受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。但し、割当予定先は、当社普通株式（本新株予約権の権利行使により取得したものを含みます。）を第三者に譲渡することは妨げられません。</p>
(9)	本新株予約権の行使期間	平成28年11月8日から平成29年11月7日（但し、別紙発行要項に従って、当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）まで。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とします。
(10)	その他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、コミットメント契約を締結する予定です。詳細については、別記「2. 募集の目的及び理由（2）本新株予約権の商品性」をご参照ください。

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 資金調達の主な目的

当社がサービスを提供するスマートフォンネイティブゲーム市場は、スマートフォンの普及に伴い急激に拡大したことから、収益機会を求めて多くの企業が参入し、多数のゲームが競合する厳しい環境となっております。

このような市場環境下におきましては、高いクオリティのゲームを制作するための開発費用が高騰するとともに、競合する多数のゲームの中から、自社のゲームの発見率を上げるために多額の広告宣伝費が必要となり、ヒットタイトルの多くは、多額の費用を投じてテレビCMなどのマス媒体による露出を行ったものであると当社は考えております。

当社におきましては、平成27年4月に『ゴシックは魔法乙女～さっさと契約しなさい～』（以下『ゴシックは魔法乙女』）といたします。）のサービスを開始いたしました。当社はアーケードゲームやコンソールゲーム向けに多数のシューティングゲームを提供してきており、当社が制作するシューティングゲームはゲーム業界において一つのブランドであると考えております。『ゴシックは魔法乙女』は当社ブランドを冠したスマートフォンネイティブゲームで、リリース直後からユーザー継続率や課金率などの各指標が好調に推移してきているものと考えております。

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第21回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

当社といたしましては、『ゴシックは魔法乙女』を次のステージに引き上げ、ヒットタイトルに育てるための、マス媒体を活用したプロモーション活動が必須と認識しております。

そこで、『ゴシックは魔法乙女』に係る広告宣伝費及び新規タイトルの開発費の調達を目的として、平成27年8月10日に、ドイツ銀行ロンドン支店を割当先とする第18回乃至第20回新株予約権を発行いたしました。第18回乃至第20回新株予約権の当初調達予定額の総額は1,646,330,000円（差引手取概算額）を想定しており、当社はこれまで、第18回乃至第20回新株予約権の払込金額としての1,530,000円に加えて、第18回新株予約権の発行数200,000個のうち、10,000個の行使により22,000,000円（行使額面総額）、第20回新株予約権の発行数100,000個のうち、10,000個の行使により17,600,000円（行使額面総額）を調達し、これらを『ゴシックは魔法乙女』に係る広告宣伝費に充当いたしました。しかしながら、その後、当社株価が行使価額を下回る水準で推移しているため、未行使の第18回乃至第20回新株予約権について、事実上行使ができない状況が継続しています。

かかる状況の下、当社は、平成28年8月20日から平成28年8月28日まで『ゴシックは魔法乙女』の全国テレビCMを実施し、マス媒体を活用したプロモーションにかかる費用と効果について検証いたしました。この検証結果を踏まえ、プロモーション計画及び新規タイトル開発計画の見直しを行い、プロモーション計画については、テレビCMのようなマス媒体を活用したプロモーションにより、投資を上回る資金を一定期間で回収できる効果が確認できたことから、適切なタイミング及び期間でのマス媒体を活用したプロモーションを実施していくことといたしました。一方、新規タイトルの開発計画については、スマートフォンネイティブゲーム市場の競争環境が厳しくなっていることから、新規タイトル開発に注力するよりも、すでに一定の成果を上げている『ゴシックは魔法乙女』のプロモーション強化を優先することといたしました。その上で、当社は、『ゴシックは魔法乙女』のマス媒体を活用したプロモーションに必要な資金の額を再検討し、当該再検討の結果を踏まえ、適切なタイミングでのプロモーションの実施に向けた機動的な資金調達を行うことを目的として、平成28年10月19日に本新株予約権の発行を決定いたしました。本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、合計466,800,000円（差引手取概算額の合計461,800,000円）となる予定です。

なお、当社は、本新株予約権の発行に伴い、『ゴシックは魔法乙女』のマス媒体を活用したプロモーションに必要な資金の調達の目途が立ったことから、将来へ向けた当社株式の希薄化を回避するため、平成28年10月19日開催の当社取締役会において、第18回乃至第20回新株予約権のうち残存するものについて、平成28年11月25日に発行価額と同額の総額1,470,000円にて取得したうえで、すみやかに消却することを決定いたしました。詳細については、本日公表の「第三者割当による第18回～第20回新株予約権（行使価額修正選択権付）（行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）の取得及び消却に関するお知らせ」をご参照ください。

## （2）本新株予約権の商品性

今回の資金調達は、当社が割当予定先に行使期間を1年間とする本新株予約権を割当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

本新株予約権の行使価額は、当初1,541円ですが、修正日に、算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げます。）に修正されます。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。

割当予定先は、当社の取締役会の事前の承諾がない限り、本新株予約権買取契約に基づき割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。

割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。

なお、本新株予約権には、当社取締役会の決議により本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられています（詳細は、別紙発行要項第16項を参照）。

また、当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、本新株予約権買取契約を締結するとともに、下記内容を規定したコミットメント契約を締結します。

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第21回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

① コミットメント契約に基づく行使要請について

当社は、当社取締役会の決議による委任を受けた当社代表取締役社長の決定により、割当予定先に対し、本新株予約権の行使を要請する旨の通知（以下「行使要請通知」といいます。）を行うことができます。

行使要請通知を行うことができる日は、東京証券取引所における当社の普通株式の終値が、下限行使価額の120%を上回っている日に限ります。

行使要請通知において、当社は本新株予約権について行使を要請する個数（以下「行使要請個数」といいます。）を指定します。ある一つの行使要請通知において指定する行使要請個数は、当該行使要請通知を行う日の直前取引日まで（同日を含みます。）の、20連続取引日又は60連続取引日の毎日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の出来高の中央値（但し、そのような中央値が存在しない場合には、中央値を挟む2つの出来高の単純平均値をもって中央値とみなします。）に、2を乗じ、本新株予約権1個の目的である株式の数で除し、小数点未満を切り下げた数のうち、いずれか少ない方の数を上限とします。

当社が行使要請通知を行った場合には、割当予定先は、当該行使要請通知を受領した日の翌取引日（同日を含みます。）に始まる20連続取引日間（但し、当社普通株式に係る各株主確定日（機構の定める「株式等の振替に関する業務規程」第144条にて、株主確定日として定義された日をいいます。）の3営業日前の日（同日を含みます。）から当該株主確定日（同日を含みます。）までの各取引日においては、本新株予約権の行使を行う義務を免れるものとし、当該取引日は、行使要請期間との関係では取引日として扱わないものとします。以下「行使要請期間」といいます。）内に、当該行使要請通知に係る本新株予約権を、行使要請個数と、当該行使要請通知日における本新株予約権の残存個数とのうち、いずれか少ない方の個数の本新株予約権を行使しなければなりません。

当社は、本新株予約権に関し発せられた直前の行使要請通知に係る行使要請期間の末日（同日を含みます。）までの期間は、次の行使要請通知を行うことはできません。また、当社に係る業務等に関する重要事実等（金融商品取引法第166条第2項所定の重要事実及び同法第167条第2項所定の事実をいいます。以下同じ。）で公表（金融商品取引法施行令第30条に基づきなされる公表措置をいいます。以下同じ。）がなされていないものがある場合、金融商品取引法、関連諸法令及び諸規則並びに東京証券取引所の規則に基づく開示（以下「開示」といいます。）がなされた書類（有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書、これらの訂正報告書、プレスリリースを含むがこれらに限られない。）に記載されているものを除き、開示されている当社の直近の監査済財務諸表にかかる事業年度の期末日以降、当社及びその子会社の財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローの状況に重大な悪影響をもたらす事態が発生している場合等には、行使要請通知を行うことはできません。

行使要請期間中において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が下限行使価額を下回った場合や、当該行使要請通知にかかる行使要請期間中のいずれかの取引日において当社普通株式の株価が東京証券取引所が定める呼値の制限値幅に関する規則に定められた当該取引日における値幅の上限に達し又は下限に達した場合、その他東京証券取引所により売買の停止がなされた場合等には、当該行使要請通知の効力は消滅するものとします。

② コミットメント契約に基づく行使禁止について

当社は、当社取締役会の決議による委任を受けた当社代表取締役社長の決定により、割当予定先に対し、いつでも本新株予約権の行使を禁止する旨の通知（以下「行使禁止通知」といいます。）を行うことができます。

行使禁止通知において、当社は割当予定先に本新株予約権について権利行使を禁止する期間（以下「行使禁止期間」といいます。）を指定します。当社が行使禁止通知を行った場合には、割当予定先は、行使禁止期間において本新株予約権を行使することができません。

当社は、当社に係る業務等に関する重要事実等で公表がなされていないものがある場合、開示がなされた書類（有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書、これらの訂正報告書、プレスリ

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第21回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

リースを含むがこれらに限られない。)に記載されているものを除き、開示されている当社の直近の監査済財務諸表にかかる事業年度の期末日以降、当社及びその子会社の財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローに重大な悪影響をもたらす事態が発生している場合等には、行使禁止通知を行うことはできません。

行使禁止期間中に行使要請通知が行われた場合は、行使禁止通知の効力は消滅します。

### ③ コミットメント契約に基づく取得請求について

平成29年5月7日(同日を含みます。)以降の日を初日として、5連続取引日(但し、終値のない日は除きます。)に亘って東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が本新株予約権の下限行使価額を下回った場合において、当該5連続取引日の最終日以降の取引日、又は平成29年10月7日(同日を含みます。)から平成29年10月17日(同日を含みます。)までの期間内の取引日のいずれかにおいて、割当予定先は、当社に対し、本新株予約権の取得を請求する旨の通知(以下「取得請求通知」といいます。)を行うことができます。

割当予定先が取得請求通知を行った場合には、当社は、取得請求通知を受領した日から3週間以内に別紙発行要項に従い、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより残存する本新株予約権の全部を取得しなければなりません。

### (3) 本新株予約権を選択した理由

当社は、上記「(1) 資金調達の主な目的」に記載した内容を実行するために、資本金調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた様々な手法について検討を行いました。当社としては、当社の判断によって希薄化をコントロールしつつ資金調達や自己資本増強が行えること、資金調達の機動性や蓋然性が確保された手法であることを重視いたしました。

結果、上記「(2) 本新株予約権の商品性」に記載した本新株予約権並びに割当予定先と締結するコミットメント契約及び本新株予約権買取契約の内容を考慮して、本スキームが当社にとって最良の資金調達方法であると判断いたしました。

(本スキームの特徴)

#### ① 株価上昇時における機動的な資金調達の実現

株価が上昇してから新株発行の準備を開始した場合、発行手続に一定の期間が必要となるため、その期間中の株価変動等により、資金調達機会を逸してしまう可能性があります。これに対し、株価上昇を見込んだ行使価額を設定した本新株予約権をあらかじめ発行しておくことで、株価上昇後に機動的に資金調達を行うことが可能となります。

#### ② 当社の資金調達ニーズに対する柔軟な対応が可能

前述のコミットメント契約により、当社に緊急の資金調達ニーズが生じた場合には、一定の条件の下で、割当予定先に対し一定数量の行使を義務付けることができます(行使要請通知)。また、当社の株価が上昇し、本新株予約権の行使価額を超えた場合であっても、資金調達ニーズに乏しい場合には一定の条件の下で、割当予定先に対し、本新株予約権の行使を一定期間、禁止することができます(行使禁止通知)。

#### ③ 本新株予約権発行後における柔軟な資本政策の確保

将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又は本新株予約権よりも有利な資金調達手法が確保できた場合等には、当社の選択により、いつでも残存する本新株予約権を取得することが可能です。取得価額は発行価額と同額であり、キャンセル料その他の追加的な費用負担は一切発生いたしません。

#### ④ 最大希薄化が固定されていること

本新株予約権の目的である当社普通株式数は300,000株で一定であり、最大増加株式数は固定されております。なお、300,000株は、平成28年9月30日における発行済株式数対比12.08%となります。

#### ⑤ 流動性の向上

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第21回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

割当予定先において、本新株予約権の権利行使により発行される当社普通株式が市場にて売却されることにより流動性の向上が期待できます。

⑥ 譲渡制限

割当予定先は、当社の取締役会の事前の承諾を得ることなく、当社以外の第三者に本新株予約権を譲渡することはできません。

また、本スキームには下記のデメリットが存在しますが、上記のとおり、当社にとって当該デメリットを上回る優位性が評価できるものと考えております。

(本スキームのデメリット)

- ① 本新株予約権の発行時点では、本新株予約権の発行価額の総額だけの資金調達となり、その金額は限定的です。
- ② 本新株予約権は、権利行使の進捗によって資金調達が実現されますが、市場環境によって、権利行使の進捗に一定の期間が必要となります。
- ③ 株価が下落した場合には、調達額が予定額を下回る可能性があるほか、株価が本新株予約権の下限行使価額を下回って推移した場合、権利行使が進捗せず、資金調達ができない可能性があります。また、割当予定先が行使請求により取得した当社普通株式を売却した場合には、株価下落の要因となりえます。
- ④ 第三者割当形態となるため、資金調達を行うために不特定多数の新規投資家を幅広く勧誘することはできません。

本新株予約権を選択するにあたり、下記のとおり、他の資金調達方法と比較検討を行った結果、本スキームが現時点において当社にとって最良の選択であると判断いたしました。

(他の資金調達方法との比較)

① 公募増資との比較

公募増資による新株式発行は、即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。

② 株主割当増資との比較

株主割当増資では希薄化に対する懸念は払拭されるものの、割当先である既存投資家の参加率が不透明であり、資金調達の蓋然性確保の観点から不相当であると判断いたしました。

③ 第三者割当増資との比較

第三者割当による新株式発行は、即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、割当先が相当程度の議決権を保有するため、当社の株主構成やコーポレートガバナンスに影響を及ぼす可能性があるものと考えております。

④ 第三者割当型転換社債型新株予約権付社債との比較

第三者割当型転換社債型新株予約権付社債（以下「CB」といいます。）は、様々な商品設計が考えられますが、一般的には割当先が転換権を有しているため、当社のコントロールが及びません。また、転換価額が固定のCBでは、株価が転換価額より上昇しない限り、転換が進捗せず資本増強目的が達成できないことが懸念されます。一方、株価に連動して転換価額が修正されるCBでは、転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、希薄化が確定しないために株価に対して直接的な影響が懸念されます。

⑤ その他の第三者割当型新株予約権との比較

第三者割当型新株予約権は、様々な商品設計が考えられます。例えば、権利行使価額が固定の新株予約権では、株価が権利行使価額を上回らない限り、権利行使が進捗せず資金調達目的が達成できないことが懸念されます。加えて、株価上昇時には当社はその株価上昇メリットを享受できません。

⑥ ライツ・オフリングとの比較

いわゆるライツ・オフリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと、新株予約権の権利行使は株主の決定に委ねられる

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第21回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

ノンコミットメント型ライツ・オファリングがあります。コミットメント型ライツ・オファリングは、国内における事例が少なく事前準備に相応の時間が要することや引受手数料等の発行コストの増大が予想されます。また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングでは、上記株主割当増資と同様に、既存投資家の参加率が不透明であることが、資金調達の蓋然性確保の観点から不相当であると判断いたしました。

⑦ 借入・社債との比較

借入や社債による資金調達では、利払い負担や返済負担が生じるとともに、当社の財務健全性の低下が見込まれます。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
466,800,000	5,000,000	461,800,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額(4,500,000円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(462,300,000円)を合算した金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額です。
2. 行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われなない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士・新株予約権評価費用及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用及び信託銀行手数料等)の合計です。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 461,800,000 円について、具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

手取金の使途	想定金額	支出予定時期
スマートフォンネイティブゲーム『ゴシックは魔法乙女』のプロモーションに係る広告宣伝費	461,800,000 円	平成28年12月～平成30年11月

- (注) 1. 上記差引手取概算額については、上記のとおり支出する予定であり、支出予定時期までの資金管理については、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。
2. 上記資金使途は、平成30年11月までの資金使途の内訳を記載したものでありますが、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資金使途及びその内訳については、変更される可能性があります。その場合は、別途開示を行います。
3. 割当予定先との間で締結するコミットメント契約には、当社による行使要請通知による行使要請と割当予定先による行使義務が定められておりますが、株価等によっては、当社が割当予定先に行行使要請を行っても、十分な資金を調達できない場合もあります。また、市場における当社株価の動向等によっては、本新株予約権の全部又は一部につき、行使要請を行うことができない場合もあります。従って、支出予定時期の期間中にタイムリーに本新株予約権の行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない可能性があります。そのような場合、当社は借入金にて対応し、上記記載の使途へ充当する予定です。

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第21回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

・スマートフォンネイティブゲーム『ゴシックは魔法乙女』のプロモーションに係る広告宣伝費について

スマートフォンネイティブゲームは競合タイトルが多数存在し、評価の高いゲームでも広告宣伝への投資を行い、露出を強化しなければ、App Store や Google Play の売上高に基づくランキングにおいて、常時 50 位以内に入ることができるようなヒットタイトルに成長させることができない市場環境です。

当社はアーケードゲーム 19 作品、コンソールゲーム 9 作品のシューティングゲームを制作してきた実績があります。『ゴシックは魔法乙女』もシューティングゲームであり、現状における『ゴシックは魔法乙女』の既存ユーザーは、当社のシューティングゲームをプレイした経験があるユーザーが中心です。本件資金調達によって調達した資金により、テレビCM等のマス媒体を使ったプロモーションを実施することで、当社ゲーム未経験のスマートフォンゲームユーザーに対する『ゴシックは魔法乙女』の認知度を高め、ヒットタイトルへの成長を目指します。

当初はウェブプロモーションを中心に、まだ獲得できていないスマートフォンネイティブゲームユーザーへの露出から開始しますが、段階的に一般層獲得のためにマス媒体にも露出を広げ、継続的なプロモーション活動を行います。これらのプロモーション活動に、本スキームによって段階的かつ継続的に調達した資金を適時かつ有効に充当して行く方針です。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2） 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、スマートフォンネイティブゲームによる売上規模の拡大及び財務基盤の強化を図ることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### （1）発行条件が合理的であると判断した根拠

別紙発行要項、本新株予約権買取契約及びコミットメント契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。）が算定した結果を参考に、本新株予約権の 1 個の払込金額を、当該評価結果である本新株予約権の評価単価と同額である 1,500 円としました。

ブルータス・コンサルティングは、権利行使期間、当社株式の株価、株価変動率等を勘案し、本新株予約権の価値評価を実施しています。

ブルータス・コンサルティングは価値評価における前提として、本新株予約権の発行が資金調達を目的とするものであるため、株価が上昇している際の取得条項（コール）及び権利行使期間中の行使禁止通知については、当社がこれを行わないことと仮定しております。また、割当予定先の投資行動については、割当予定先は売買出来高について現在の売買出来高が今後も継続すること等を前提とした上で、1 度に権利行使を行う新株予約権の数を 1 日の出来高の約 4% 程度となる 15 個とし、行使した株式数を全て売却した後、次の権利行使を行うこととしております。また、取得請求（プット）については、平成 29 年 5 月 7 日以降株価が下限行使価額を 5 連続取引日に亘って下回った場合に取得請求を行うことを仮定しております。

当社は、当該算定機関の算定結果並びに発行条件についての考え方及びそのプロセスについて当社法律顧問の助言を参考にしつつ、また、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載の事由を勘案の上、本新株予約権の払込金額が合理的であると判断しました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日である平成 28 年 10 月 18 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額としており、その後の行使価額も、修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 90% に相当する金額に修正されるものの、その価額は下限行使価額である 925 円を下回ることはありません。なお、下限行使価額は、本新株予約権の当初行使価額の 60% に相当する金額で設定されていることから、特に不合理な水準ではないと考えております。当社は、本新株予約権

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第 21 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。



の払込金額が、かかる行使価額を踏まえて決定されていることに照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な金額であると考えております。

当社監査役全員も、プルータス・コンサルティングは、当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、本新株予約権の価格算定方法は市場慣行に従った一般的な方法であり、プルータス・コンサルティングは本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、その算定過程及び当該前提条件等に関してプルータス・コンサルティングから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できること等から、評価額は適正かつ妥当な価額と判断しております。また、その評価額と同額を本新株予約権の払込金額としていることから、当社監査役全員も、本新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利でないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達において、本新株予約権全てが行使された場合の交付株式数は最大300,000株であり、当社の発行済株式数2,482,600株(平成28年9月30日現在)に対し12.08%(議決権総数24,251個(平成28年5月31日現在)に対し12.37%)の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達は、当社の売上規模の拡大を図り、今後の収益性の向上や企業価値の向上に寄与し既存株主を含めた株主全体の利益につながることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的な水準であると判断いたしました。

また、当社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は50,417株であり、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有していることや、割当予定先との間でコミットメント契約を締結することにより、当社の資金需要に応じて本新株予約権の行使をコントロールすることが可能であることから、本新株予約権の発行は市場に過度の影響を与える規模ではないと判断いたしました。

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第21回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

① 名 称	大和証券株式会社		
② 所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 日比野 隆司		
④ 事 業 内 容	金融商品取引業		
⑤ 資 本 金	1,000 億円		
⑥ 設 立 年 月 日	平成 4 年 8 月 21 日		
⑦ 発 行 済 株 式 数	810,200 株		
⑧ 決 算 期	3 月 31 日		
⑨ 従 業 員 数	8,519 人		
⑩ 主 要 取 引 先	投資家並びに発行体		
⑪ 主 要 取 引 銀 行	株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社		
⑫ 大株主及び持株比率	株式会社大和証券グループ本社 100.00%		
⑬ 当事会社間の関係	資 本 関 係	割当予定先が保有している当社の株式の数： 1,300 株（平成 28 年 5 月 31 日現在） 当社が保有している割当予定先の株式の数： 0 株（平成 28 年 5 月 31 日現在）	
	人 的 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的 関係はありません。また、当社の関係者及び関 係会社と割当予定先の関係者及び関係会社 の間には、特筆すべき人的関係はありません。	
	取 引 関 係	当社の幹事証券会社であります。	
	関 連 当 事 者 への該 当 状 況	該当事項はありません。	
⑭ 最近 3 年間の経営成績及び財政状態（単体）	（単位：百万円。特記しているものを除く。）		
決 算 期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期
純 資 産	709,083	700,728	781,164
総 資 産	10,917,306	12,068,012	10,524,143
1 株当たり純資産（円）	875,196.16	864,883.09	964,162.20
営 業 収 益	399,876	386,659	369,158
営 業 利 益	154,176	136,590	114,541
経 常 利 益	155,505	138,687	116,272
当 期 純 利 益	144,365	127,032	80,859
1 株当たり純利益（円）	178,185.21	156,791.37	99,801.97
1 株当たり配当額（円）	85,000	86,400	—

(注) 割当予定先は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

割当予定先の親会社である株式会社大和証券グループ本社は東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に上場しており、また、「反社会的勢力への対応の基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係断絶に努めていることを公表しております。当社はその文面を入手し、当該文面の内容を確認しております。さらに、警察等関係機関、法律関係者等と連携を密にして情報収集を行う一方で、対外諸手続き面においても反社会的勢力との「関係遮断の徹底」の充実を図っていること等を、割当予定先との面談によるヒアリングにおいて確認しております。また、同社は、上場企業が発行会社となる株式の公募の引受や新株予約権等の第三者割当による引受の実例を多数有しております。これらにより、当社は、割当予定先は反社会的勢力等の特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第 21 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由 (3) 本新株予約権を選択した理由」に記載のとおり、資本性調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた様々な手法について検討を行ってきましたが、当社の判断によって希薄化をコントロールしつつ資金調達や自己資本増強を行い、資金調達の蓋然性を確保したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として、大和証券株式会社より本新株予約権の提案を受けたことから、同社を割当予定先として選定しました。

また、同社が、①当社の新規株式公開時から現在まで、幹事証券会社として当社と良好な関係を構築してきたことで、当社ニーズに応じた提案を得られること、②国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、③上記「2. 募集の目的及び理由 (3) 本新株予約権を選択した理由」に記載の今回の資金調達方法の特徴を備える商品に関する知識が豊富であること、④今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有すること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員である大和証券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

## (3) 譲渡制限及び割当予定先の保有方針並びに行使制限措置

割当予定先は、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の事前の承諾を要するものとし、また、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式を長期保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する予定です。

なお、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が平成28年11月7日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を割当予定先に行わせません。

また、割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使に当たっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行うことを合意します。割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとし、ます。

## (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先が平成28年6月29日付で関東財務局長宛に提出した有価証券報告書（第24期）の平成28年3月31日における貸借対照表により、割当予定先が本新株予約権の発行価額の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他の流動資産を保有していることを確認しております。

## (5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、割当予定先は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第21回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

## (6) その他

当社は、割当予定先との間で、本新株予約権買取契約の締結日以降、平成29年5月5日までの間、本新株予約権が存する限り、割当予定先の事前の書面による承諾なくして、当社普通株式若しくはその他の株式、又は当社普通株式若しくはその他の株式に転換若しくは交換可能であるか若しくはこれらを受領する権利を有する一切の有価証券の発行、募集、販売、販売の委託、買取オプションの付与等（当社が既に発行した第18回乃至第20回新株予約権について行使許可を行うことを含みます。）を以下の場合を除き行わない旨を合意します。

- ①発行済普通株式の全株式について、株式分割を行う場合。
- ②ストックオプションプランに基づき、当社の株式を買い取る、取得する若しくは引き受ける権利を付与する場合又は当該権利の行使若しくは当社の普通株式に転換される若しくは転換できる証券の転換により普通株式を発行若しくは処分する場合。
- ③本新株予約権と同時に本新株予約権以外の新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により普通株式を発行又は処分する場合。
- ④合併、株式交換、株式移転、会社分割等の組織再編行為に基づき、又は事業提携の目的で、当社の発行済株式総数の5%を上限として普通株式を発行又は処分する場合。

## 7. 大株主及び持株比率

募集前（平成28年5月31日現在）	
高野 健一	17.63%
株式会社SBI証券	7.06%
武藤 貴宣	4.47%
松井証券株式会社	4.26%
井上 浩士	2.10%
日本証券金融株式会社	2.10%
楽天証券株式会社	1.78%
藤田 大将	1.23%
日野 洋一	1.23%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) (常任代理人 野村証券株式会社)	1.15%

- (注) 1. 平成28年5月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。
2. 募集前の大株主及び持株比率につきましては、上記のほか当社保有の自己株式47,000株に係る持株比率1.90%（平成28年5月31日時点）があります。
3. 割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

## 8. 今後の見通し

今回の資金調達による平成29年5月期当社業績に与える影響は、軽微であります。

なお、今回の資金調達は、上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載の用途に充当することにより、将来の業績に寄与するものと考えております。平成30年5月期以降の当社グループの業績に与える影響については現在精査中であり、判明し次第、適切に開示してまいります。

## 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の25%未満としていること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第21回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績 (単位: 千円)

	平成26年5月期	平成27年5月期	平成28年5月期
売上高	1,941,805	1,664,908	2,344,940
営業利益	△203,099	△455,980	105,910
経常利益	△208,245	△485,938	103,716
当期純利益	△233,818	△728,658	95,353
1株当たり当期純利益 (円)	△107.15	△306.06	39.41
1株当たり配当金 (円)	—	—	—
1株当たり純資産 (円)	387.57	206.88	254.43

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成28年9月30日現在)

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	2,482,600株	100%
現時点の行使価額における潜在株式数の総数	571,000株	23.00%
下限値の行使価額における潜在株式数の総数	571,000株	23.00%
上限値の行使価額における潜在株式数の総数	上限行使価額はありません。	上限行使価額はありません。

(注) 上記潜在株式数は、ストックオプションによるものです。

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	平成26年5月期	平成27年5月期	平成28年5月期
始値	100,100円 □1,243円	1,815円	2,845円
高値	149,000円 □5,200円	3,890円	2,933円
安値	68,000円 □1,170円	1,461円	1,149円
終値	124,000円 □1,695円	3,135円	2,070円

(注) 平成25年12月1日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。平成26年5月期における□印は、株式分割による権利落後の株価を示しております。

②最近6か月間の状況

	5月	6月	7月	8月	9月	10月
始値	1,980円	2,051円	1,505円	1,400円	1,744円	1,584円
高値	2,250円	2,153円	1,829円	2,030円	1,765円	1,660円
安値	1,824円	1,190円	1,390円	1,400円	1,460円	1,398円
終値	2,070円	1,493円	1,430円	1,766円	1,532円	1,541円

(注) 10月については、平成28年10月18日現在で表示しております。

ご注意: この文書は、当社の行使価額修正条項付第21回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

③ 発行決議前営業日における株価

	平成 28 年 10 月 18 日現在
始値	1,540 円
高値	1,541 円
安値	1,515 円
終値	1,541 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①エクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第17回新株予約権の発行

割 当 日	平成 26 年 5 月 13 日
発行新株予約権数	446 個
発行 価 額	新株予約権 1 個当たり 14,100 円
発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	433,462,600 円
割 当 先	大和証券株式会社
募集時における 発行済株式数	2,239,600 株
当該募集による 潜在株式数	当初の行使価額 (1,938 円) における潜在株式数 : 223,000 株 行使価額下限値 (1,233 円) における潜在株式数 : 223,000 株 行使価額上限値はありません。
現時点における 行 使 状 況	行使済新株予約権数 : 446 個 (残新株予約権数 0 個、行使価額 2,002.2 円)
現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額)	382,495,550 円
発行時における 当初の資金使途	①180,000,000 円を平成 27 年 5 月末までにスマートフォンネイティブゲーム『ジャグラー×モンスター』のプロモーションにかかる広告宣伝費に充当予定 ②253,000,000 円を平成 28 年 5 月末までにスマートフォンネイティブゲームの新規開発にかかる人件費及び外注費に充当予定 ③調達金額が予定金額を超えた場合には、超過額を平成 28 年 5 月末までにスマートフォンネイティブゲームの運用に係る人件費に充当予定
発行時における 支 出 予 定 時 期	平成 26 年 6 月～平成 28 年 5 月
現時点における 充当状況	①6,000,000 円をスマートフォンネイティブゲーム『ジャグラー×モンスター』のプロモーションにかかる広告宣伝費に充当 ②253,000,000 円をスマートフォンネイティブゲームの新規開発にかかる人件費及び外注費に充当 ③123,495,550 円をスマートフォンネイティブゲーム『ゴシックは魔法乙女』のプロモーションにかかる広告宣伝費に充当。なお、平成 27 年 7 月 23 日付「第三者割当による第 18 回～第 20 回新株予約権 (行使価額修正選択権付) の発行及び新株予約権買取契約 (行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」) の締結に関するお知らせ」にて開示しておりました支出予定時期を前倒しして充当しております。

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第 21 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

・第三者割当による第18回乃至第20回新株予約権の発行

割 当 日	平成27年8月10日
発行新株予約権数	500,000個 第18回新株予約権 200,000個 第19回新株予約権 200,000個 第20回新株予約権 100,000個
発行価額	第18回新株予約権1個当たり3.5円 第19回新株予約権1個当たり2.9円 第20回新株予約権1個当たり2.5円
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	1,646,330,000円
割 当 先	ドイツ銀行ロンドン支店
募集時における発行済株式数	2,461,900株
当該募集による潜在株式数	500,000株(新株予約権1個につき1株) 第18回新株予約権 200,000株 第19回新株予約権 200,000株 第20回新株予約権 100,000株 行使価額上限値はありません。 また、行使価額下限値(1,760円)においても、第18回新株予約権及び第19回新株予約権に係る潜在株式数は200,000株、第20回新株予約権に係る潜在株式数は100,000株です。
現時点における行使状況	行使済新株予約権数：20,000個 第18回新株予約権 10,000個 第19回新株予約権 一個 第20回新株予約権 10,000個 残新株予約権数： 第18回新株予約権 190,000個 第19回新株予約権 200,000個 第20回新株予約権 90,000個 行使価額： 第18回新株予約権 2,200円 第19回新株予約権 3,300円 第20回新株予約権 1,760円 なお、当社は平成28年10月19日開催の当社取締役会において、平成28年10月19日において残存する第18回乃至第20回新株予約権の全部を取得及び消却することを決議しております。当該決議に基づき、平成28年11月25日に第18回乃至第20回新株予約権480,000個の全部を消却する予定です。また、当社は平成28年10月19日以降、ドイツ銀行ロンドン支店に対して第18回乃至第20回新株予約権の行使許可を行わない予定です。
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	35,930,000円
発行時における当初の資金使途	スマートフォンネイティブゲーム『ゴシックは魔法乙女』のプロモーションに係る広告宣伝費、スマートフォンネイティブゲームの新規開発に係る人件費及び外注費
発行時における支出予定時期	平成27年9月～平成29年8月
現時点における充当状況	スマートフォンネイティブゲーム『ゴシックは魔法乙女』のプロモーションに係る広告宣伝費に35,930,000円を充当

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第21回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

②過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等  
該当事項はありません。

以 上

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第21回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。



(別紙)

## 株式会社ケイブ

### 第21回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社ケイブ 第21回新株予約権  
(以下「本新株予約権」という。)
2. 新株予約権の総数 3,000個
3. 新株予約権の  
払込金額 本新株予約権1個当たり1,500円  
(本新株予約権の払込総額4,500,000円)
4. 申込期間 平成28年11月4日
5. 新株予約権の割当日 平成28年11月7日
6. 新株予約権の払込期日 平成28年11月7日
7. 募集の方法 第三者割当の方法により、大和証券株式会社に全ての新株予約権を割り当てる。
8. 本新株予約権の目的である株式の種類及び種類ごとの数の算定方法  
本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式300,000株とする(本新株予約権1個の目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は、100株とする。)  
但し、第9項によって割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
9. 本新株予約権の目的である株式の数の調整
  - (1) 当社が第13項の規定に従って行使価額(第10項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第13項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
  - (2) 前号の調整は調整後割当株式数を適用する日において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
  - (3) 調整後割当株式数を適用する日は、当該調整事由にかかる第13項第(2)号及び第(4)号記載の調整後行使価額を適用する日と同日とする。
  - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、第13項第(2)号⑦に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額
  - (1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
  - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初1,541円とする。但し、行使価額は第12項又は第13項に従い、修正又は調整される。
11. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
12. 行使価額の修正
  - (1) 行使価額は、第18項に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)に、

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第21回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。）に修正される。

- (2) 修正後行使価額の算出において、算定基準日に第13項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。
- (3) 本項第(1)号及び第(2)号による算出の結果得られた金額が925円（以下「下限行使価額」という。）を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。但し、下限行使価額は第13項に従い調整される。

### 13. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式の発行済株式総数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式にかかり増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用する日については、次に定めるところによる。

①行使価額調整式で使用する時価（本項第(3)号②に定義する。本項第(4)号③を除き、以下「時価」という。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

②当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第21回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、(i)上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号③に定義する。)が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

- ⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(本⑤において「取得価額等」という。)の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更(本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。)が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が当該下方修正等が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。)における時価を下回る価額になる場合

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

- ⑥ 本号③乃至⑤における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号③における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

- ⑦ 本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額より当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第21回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。  
②時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑦の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。  
③完全希薄化後普通株式数は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、調整後行使価額を適用する日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする（当該行使価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされることとなる当社普通株式数を含む。）。  
④本項第(2)号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。  
①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。  
②その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。  
③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 本項第(2)号及び第(4)号にかかわらず、本項第(2)号及び第(4)号に基づく調整後行使価額を適用する日が第12項に基づく行使価額を修正する日と一致する場合には、本項第(2)号及び第(4)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合においても、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
- (6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑦に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(5)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

#### 14. 本新株予約権の行使期間

平成28年11月8日から平成29年11月7日（但し、第16項各号に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）まで。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

#### 15. その他の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

#### 16. 本新株予約権の取得条項

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1,500円にて、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画（以下「組織再編行為」という。）が当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認された場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条及び第274

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第21回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1,500円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。

17. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法
  - (1) 本新株予約権を行使する場合には、機構（第25項に定義する。以下同じ。）又は社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第2条第4項に定める口座管理機関（以下、「口座管理機関」という。）に対し行使請求に要する手続きを行い、第14項記載の本新株予約権の行使期間中に機構により第21項に定める本新株予約権の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に行行使請求の通知が行われることにより行われる。
  - (2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第22項に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。
  - (3) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。
18. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期  
本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が第17項第(2)号に定める口座に入金された日に発生する。
19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定の理由  
一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社普通株式の株価、当社普通株式の流動性、株価変動率、配当利回り、無リスク利率及び当社の資金調達需要等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金1,500円（1株当たり金15,000円）とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第10項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成28年10月18日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額とした。
20. 新株予約権証券の不発行  
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
21. 本新株予約権の行使請求受付場所  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
22. 本新株予約権の払込金額の払込及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所  
株式会社三井住友銀行 高田馬場支店
23. 読み替えその他の措置  
当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
24. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等  
本新株予約権は、その全部について社債等振替法第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。
25. 振替機関  
株式会社証券保管振替機構（「機構」という。）  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
26. 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。
27. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第21回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。